

住居確保給付金の申請に必要な書類

※本書類は、□に✓をし、申請書等と一緒に送付してください。

1. 様式：HPからダウンロードして、記入例を参考に、必要事項を記入してください。

	提出書類	具体的な書類
1	<input type="checkbox"/> 受付申込票	・相談受付・申込票(だいJOBセンター)
2	<input type="checkbox"/> 申請書	・様式1-1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
3	<input type="checkbox"/> 同意書	・様式1-1A 住居確保給付金申請時確認書 裏面にハローワークに求職登録した際に付与される求職番号または、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称を記載してください。 自営業・個人事業主等のうち、経営相談を行い、事業の再生を目指す方は、経営相談先の名称を記載してください。
4	<input type="checkbox"/> 収入・資産関係書類	・収入・資産申告書
5	<input type="checkbox"/> 不動産業者等に依頼する書類	・様式2-2 入居住宅に関する状況通知書 裏面に氏名、住所、電話番号を必ず記載してください。 ※すぐに準備できない場合は、後日送付の欄に✓を入れてください。 なお、すべての書類がそろってから審査を行いますので、必ず提出してください。 【後日送付 □】

2. 申請者ご自身で準備するもの ※A4サイズでコピーしてください。(物のサイズに切り貼り不要)

	提出書類	具体的な書類
1	<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し	<いずれか1点(現住所が確認できるもの)> ・運転免許証(両面) ・パスポート ・在留カード ・マイナンバーカード ・健康保険証 ・住民票など ※マイナンバーカードや住民票、健康保険証等を提出する場合は、 <u>マイナンバーや被保険者記号・番号を見えないように塗りつぶしてください。</u>
2	<input type="checkbox"/> 就業機会減少が確認できる書類の写し	<就労日数や勤務時間の減少が確認できるもの> ・事業所の休業が確認できるもの(HPの写し、休業に関する書類) ・就業機会が減少する前後のシフト表 ・イベント中止のチラシ ・休業を命じる文書・請負契約等がキャンセルになったことがわかる書類 など ・上記のいずれも提出ができない場合は、「 就業機会の減少に関する申立書 」(HPからダウンロード可能)を提出してください。
3	<input type="checkbox"/> 申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し	<申請月の収入> ① 申請者および申請者と生計を同一にし、同居している者のうち、収入がある者について、申請月の収入を確認できる書類 ・給与明細書 ・賃金明細書 ・報酬明細書 ・預貯金通帳の当該収入の振込の記載ページ ・帳簿などの収入と経費がわかる書類 など ※自営業や個人事業主等で収入ゼロやマイナスであっても帳簿必須。 ② 公的給付を受けている場合は支給額を確認できる書類 ・年金や失業給付などの振込通知書 など ※すぐに準備できない場合は、後日送付の欄に✓を入れ、裏面の「 <u>収入証明に関する追加書類について</u> 」に提出できる日付を記載してください。 なお、すべての書類がそろってから審査を行いますので、必ず提出してください。 【後日送付 □】

4	<input type="checkbox"/>	預貯金関係書類の写し	<p>・金融機関の通帳 【郵送前に通帳記帳して、申請日の残高を含む、申請月の取引履歴を表示してください。】</p> <p>・ネットバンクは申請日の残高を含む、申請月の取引履歴を印刷したもの</p> <p>・保有している債券、株式、投資信託等(NISA や暗号資産も含む)の申請日時点の金額(日本円)が分かるもの</p> <p>・残高証明</p> <p>※ 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の記載部分と、申請日を含む、申請月の取引履歴を記帳したものがが必要です。</p> <p>※ 所持しているすべての通帳が必要です。</p> <p>※ 同居の方もすべてが必要です。</p> <p>※ 定期預貯金や外貨預金がある場合は、通帳等の申請日時点の金額が分かるものを提出してください。</p>
5	<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書	<p><現住所の賃貸借契約書></p> <p>・契約期間中の契約書</p> <p>貸主、借主、契約期間、入居人数、物件名、住所、月額賃料がわかるページと契約書の印が押されているページをコピーしてください。</p> <p>※ 契約更新をされていて、上記の事項が更新契約書に書かれていない場合は、更新契約書と最初の契約書の両方が必要です。</p>

※この他に、受給要件の証明が必要な場合に、追加で提出をお願いする場合があります。

●ご自宅を店舗(事務所)兼用としている方へ

※住居確保給付金は個人の「住まい」のみを対象にした制度です。店舗等の事業用物件は対象外です。
 ※自宅を店舗(事務所)兼用とされている場合、住居分のみ住居確保給付金の支給対象となります。

●収入証明に関する追加書類について

※申請月の収入証明(給与明細や帳簿など)について、翌月でないと入手できない、または申請までに確定しない場合は、提出できる予定日を以下に記入してください。(申請と同時に提出できる場合は記入いただく必要はありません。)

※提出が必要な月の収入証明は、申請をされる月に「振り込まれる」または「手渡される」収入の証明です。

例① 4月申請で「給料をもらっている場合」:「3月分給料」という明細で4月中に振り込まれる場合は、3月分給料が提出が必要な収入証明書類となります。

例② 4月申請で「自営業の場合」:4月の台帳が収入の証明となります。

※申請月末日までの収入証明書類をご提出ください。

_____月 _____日頃提出予定

氏名 _____

【注意】

※追加書類をお持ちできるのは申請月の翌月末までです。

※追加書類を郵送する場合、必ず封筒に氏名、住所をご記入ください。記入がない場合は、どなたの書類か特定できないため審査ができない場合があります。

<収入「基準額」>

■申請月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下、世帯)の収入額により、支給額を算定します。世帯の収入が、【基準額】以上である場合は、【上限家賃額】が減額される場合があります。また、世帯の収入が【収入基準額】以下であることが要件です。

収入とは、**給与、失業給付金、年金、継続的な仕送り**等です。詳しくは、〈収入・資産の対象と範囲について〉をご確認ください。

世帯員数	基準額	上限家賃額	収入基準額
1人	84,000円	53,700円	137,700円
2人	130,000円	64,000円	194,000円
3人	172,000円	69,800円	241,800円
4人	214,000円	69,800円	283,800円
5人	255,000円	69,800円	324,800円
6人	297,000円	75,000円	372,000円
7人	334,000円	83,800円	417,800円
8人	370,000円	83,800円	453,800円
9人	407,000円	83,800円	490,800円
10人	443,000円	83,800円	526,800円

<資産「基準額」>

■申請日の世帯の預貯金、現金、債券、株式、投資信託等(NISAや暗号資産も含む)の合計が次の額以下であることが要件です。

世帯員数	新規・延長・再延長申請時
1人	504,000円以下
2人	780,000円以下
3人以上	1,000,000円以下

<収入・資産の対象と範囲について>

■次の表は収入・資産の対象となる範囲の例になります。記載されているもの以外も対象になる場合がありますので、ご不明な点があればJIBセンターまでご相談ください。

収入算定対象	資産算定対象
○税引前の稼得収入 ・賃金(賞与含む)※通勤手当のみ算定対象外 ・事業収入(経費を差し引いた控除後の額) ※事業収入赤字は0円となります ・役員報酬 ・不動産賃貸収入(経費を差し引いた控除後の額)	○現金 ○預貯金 定期預金、財形貯蓄等含む ○債券 国債 ○株式 出資金 ○投資信託 ○暗号資産
○税引前の収入全般 ・失業等給付 ・各種年金 ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給	
○その他 仕送り、養育費(裁判所等にて証明書等を作成していない場合)、 婚姻費用分担金、慰謝料(継続的なもの)、障害補償費、健康保険 傷病手当金、ボランティアで得た収入(交通費分は除く) など	